

「電波遮へい対策事業」の概要

1 目的

鉄道トンネル、道路トンネル等の人工的な構築物により電波が遮へいされる場所においても、携帯電話等が利用できるようにし、非常時等における通信手段の確保など、電波の適正な利用を確保することを目的とする。

2 事業の概要

鉄道トンネル、道路トンネル等の電波が遮へいされる場所において、移動通信用中継施設の整備を行う一般社団法人等に対して、国がその設置費用の一部を補助する。

- ア 事業主体 一般社団法人等
- イ 対象地域 鉄道トンネル、道路トンネル等
- ウ 対象施設 移動通信用中継施設（鉄塔、局舎、アンテナ、光ケーブル等）
- エ 国の補助率 鉄道トンネル等：1／3 道路トンネル：1／2

3 イメージ

